

下水道維持修繕業務委託（令和7年度）

特記仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、成田市が管理する下水道施設の維持修繕業務委託「以下、業務委託という」に適用する。

第2条 成田市（以下、甲という）が発注する本業務委託の履行にあたり受託者（以下、乙という）は、「道路法」、「道路交通関係法規」、「労働基準法」、「労働安全衛生関係法規」、「千葉県土木工事標準仕様書」、及びその他関係諸法規を遵守しなければならない。

第3条 本契約書及び本仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（目的）

第4条 本業務委託は、甲が行う下水道施設の維持修繕のうち、住民の苦情や通報により緊急を要する小規模な応急処置作業、及び甲の指示による修繕作業を速やかに行うものである。

（施工方法）

第5条 応急処置に従事する作業員の構成は、下記を標準とする。

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 土木一般世話役 | 1名 |
| 2. 普通作業員 | 2名 |
| 3. 2t積トラック（資材等積降車） | 1台 |

第6条 指示による修繕作業の構成は、通常その作業に要する機械と人員をもってする。

第7条 本業務委託は、住民の苦情や通報に対し迅速かつ確実に対処するためのものであり、乙はその責任を認識し、作業中の言動には十分配慮しなければならない。

第8条 乙は甲による作業指示で作業日の指定がないものに関して、原則一週間以内に作業に取り掛からなければならない。

第9条 緊急を要する作業が生じた場合、乙は甲が指示した当日、もしくは次の日に作業に取り掛からなければならない。

- 2 長期休業（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等）の際は、事前に緊急連絡先を甲に提出し、乙は緊急を要する作業が生じた場合に対応できる体制を整えておくこと。

（作業計画）

第10条 本業務に係る小規模な維持修繕作業の主な内容は、下記のとおりとする。

1. マンホール蓋の段差修繕
2. 公共樹の修復及び取替
3. 下水道施設に関する道路等の陥没及び亀裂等の修繕及び調査
4. 排水不良箇所の浚渫及び清掃
5. 調整池、水路など苦情等に係る立竹木の除去、草刈

6. 調整池、水路等のフェンスなど安全施設の応急処置及び修繕
7. 本業務の検測に必要な写真、その他書類の整備
8. 上記以外で甲が指示する維持修繕作業

(作業報告)

第 11 条 乙は、作業日報、実績写真を作成し、毎月末報告及び本業務委託の完了時（毎月報の兼用可）に提出しなければならない。

第 12 条 乙は、作業中の交通事故、その他の異常事態、又はその恐れのあるときは直ちに甲に連絡し、指示を受けるものとする。